

## 令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書に関するQ & A

令和4年11月1日

### Q 1. 申請書類の様式を、当社独自若しくは他自治体のものとしたいのですが？

A. 原則当市が指定する用紙を使用してください。ただし、「営業所一覧表」や「実績一覧表」等については、指定以外のものでも構いません。（「提出書類一覧表」の「備考」参照）

### Q 2. 当社の希望する業種（建設工事・測量等・役務の提供等・物品等）の入札参加資格審査申請は、どの申請書類で行えばよいのでしょうか？

A. 総務部監理課契約グループまで、お問い合わせください。

### Q 3. 受付期間以外の受付（随時受付）は行わないのですか？

A. 随時受付は行いませんが、下記のとおり一定の期間を設けて追加受付を行います。

追加登録	受付期間	有効期間
第1回	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年10月1日から 令和7年3月31日まで
第2回	令和6年2月1日から 令和6年2月29日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
第3回	令和6年8月1日から 令和6年8月30日まで	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで

### Q 4. 競争入札参加資格審査の審査基準日はいつですか？

A. 定期受付時における審査基準日は令和5年1月1日です。

ただし、提出書類によっては、別に基準日を定めている場合があります。（「提出書類一覧表」の「備考」参照）

### Q 5. 当社に資本・人的関係がある会社がありますが、その関係会社が七尾市に競争入札参加資格審査申請をしていない場合、その会社を記載しなくてよいのでしょうか？

A. 記載の必要はありません。当市の競争入札参加資格を有する会社のみを記載してください。

また、例えば「建設工事」で申請する場合は、「建設工事」の入札参加資格を有する会社のみを記載してください。

### Q 6. 建設工事の提出書類に、「経営事項審査総合評定値通知書（2営業年度分）」とありますが、当社はまだ次年度の決算を迎えていません。この場合、競争入札参加資格審査申請を行えないのでしょうか？

A. 定期受付時に提出する経営事項審査総合評定値通知書は、令和3年10月1日直前決算分のみで結構です。令和6年度分の経営事項審査総合評定値通知書については、建設業許可行政庁から届き次第、随時総務部監理課へ提出してください。

なお、令和6年度分の経営事項審査総合評定値通知書の提出がない場合は、令和6年度の競争入札参加資格の完工高等の審査を適正にできませんので、ご提出をお願いします。

**Q 7. 工事实績一覧表・技術職員名簿等について、経営事項審査時に建設業許可行政庁に提出したものを使用したいのですが？**

A. 構いません。ただし、技術職員数の状況については“申請書提出時点”としてください（経営事項審査時後の退職者、新規雇用者等を反映したもの）。

**Q 8. 市内業者認定基準というものがありますが、これに該当しないと競争入札参加資格審査申請ができないのでしょうか？**

A. 市内業者認定基準はあくまで、「市内Ⅰ」業者 又は 「市内Ⅱ」業者 として登録を希望する場合のみ、それぞれの認定基準に該当する必要があります。

**Q 9. 当社等の都合により、申請書類の提出が受付期間内に間に合いそうにありません。その旨を事前に連絡しますので、ご配慮お願いします。**

A. 受付期間内に必着が条件です。事前のご連絡の有無に関わらず、指定の受付期間内に届かなかった書類は受付しません。

**Q 10. 市内Ⅰ（市内Ⅱ）登録を希望する者ですが、提出書類のなかに「証明願（七尾市税について未納税額がない証明用）」と「七尾市法人市民税納税証明書（直前決算分）」とありますが、証明願だけではいけないのでしょうか？**

A. 「市内Ⅰ・市内Ⅱ」の登録を希望される方で、「法人」は次の2種類の提出が必要です。ただし個人事業者の方は下記②は不要です。）

① 課税されているものについて未納がないことを確認するための、**証明願（七尾市税について未納税額がない証明用）**。

② 七尾市法人市民税を納めていることを確認するための、**七尾市法人市民税納税証明書（直前決算分）**。

※①の証明書は、法人市民税を申告していない場合、課税されていない状態なため、「未納がない」と証明します。法人は必ず法人市民税を申告しなければなりません。そのため②の提出も必要となります。

**Q 11. 本社と営業所で、それぞれ建設工事の登録は可能でしょうか？**

A. 一社、一登録となっておりますので、本社もしくは営業所のいずれかで登録をお願いします。